

国立保健医療科学院競争的研究費管理・運営に関する規程

(平成20年10月30日院長伺定)

(平成23年3月30日一部改正)

(平成25年5月31日一部改正)

(平成25年9月20日一部改正)

1. 目的

この規程は、国立保健医療科学院(以下「当院」という。)における競争的研究費(以下「研究費」という。)の管理・運営を適正に実施し、研究費の不正使用及び不適正経理(以下「不正使用等」という。)を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象となる研究費

当院に所属する研究者(「国立保健医療科学院特定研究員規程」(平成14年4月1日院長伺定)に規定する協力研究員のうち、厚生労働省及び文部科学省等の若手研究員育成事業に基づき官民共同研究の一環として派遣される者を含む。)が研究課題毎に研究の実施及び機関経理の実施について院長の承諾を受け、当院で機関経理を実施することとなった全ての研究費とする。

3. 機関経理

(1)研究費に係る機関経理事務を行うために、総務部に機関経理班を置く。

機関経理班は、研究業務室長、研究経理係で構成する。

(2)機関経理の実施に際して必要な事項は別に定める。

4. 機関の責任体制

(1)研究費の管理・運営について当院全体を統括し、最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

最高管理責任者は院長をもって充てる。

(2)最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について当院全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

統括管理責任者は総務部長をもって充てる。

(3)機関経理を指揮監督する責任者として機関経理責任者を置く。

機関経理責任者は総務部研修・業務課長をもって充てる。

5. 不正防止計画

(1)最高管理責任者は、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定する。

(2)機関経理班は、研究費の使用に係る不正を発生させる要因を把握し、その要因を除去するなど、不正防止計画を着実に実施する。

6. 監査体制

(1)総務部総務課は機関経理事務の実施状況について、機関経理班及び各研究者に対し、定期的に関係証拠類の調査や事情聴取等の監査を実施する。

- (2)その際は、機関経理班及び各研究者は当該監査に協力する。
- (3)総務課は必要と認めるときは、関係業者等から事情聴取等を行う。

7. 不正使用等の通報窓口等

- (1)研究費に係る不正使用等に関する通報を受け付ける窓口を設ける。
- (2)研究費の不正使用等を知り得た者は、速やかに総務課長に報告する。
- (3)総務課長は、不正使用等に関する通報を受け付けた時は速やかに最高管理責任者に報告する。
- (4)総務課長は、最高管理責任者の指示のもと必要に応じ調査を実施し、その結果を厚生労働省大臣官房 厚生科学課へ報告するとともに、その是正・改善を図り、再発防止策を講じ、院内関係者に周知する。

附 則

この規程は平成20年10月30日から施行する。

附 則(平成23年3月30日)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日)

この規程は平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成25年9月20日)

この規程は平成25年10月1日から施行する。